

食品安全関係府省食中毒等緊急時対応実施要綱

平成17年	4月21日	関係府省申合せ
平成17年10月	3日	一部改正
平成18年	4月27日	一部改正
平成18年	8月31日	一部改正
平成20年	7月3日	一部改正
平成20年11月	13日	一部改正
平成25年	3月18日	一部改正
平成25年	5月15日	一部改正
平成27年10月	1日	一部改正
平成31年	3月12日	一部改正
令和6年4月	2日	最終改正

本要綱は、「食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項」（平成24年6月29日閣議決定）第4の4の規定に基づく危害要因別の緊急時対応マニュアルとして、「消費者安全の確保における関係府省緊急時対応基本要綱」（平成24年9月28日関係閣僚申合せ。以下「基本要綱」という。）に即し、食中毒（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第63条第1項の規定による届出の対象とされる食品、添加物、器具又は容器包装に起因する中毒をいう。以下同じ。）及びその他食品の摂取を通じて、国民の生命又は健康に重大な被害を生じさせ、又は生じさせるおそれがある危害要因（以下「食中毒等」という。）による緊急事態等（基本要綱に規定する緊急事態等をいう。以下同じ。）が発生した場合における国の対処の在り方等について定めるものである。

なお、緊急事態等が発生した場合には、本要綱に基づく対応と「緊急事態に対する政府の初動対処体制について」（平成15年11月21日閣議決定）に基づく対応との適切な連携に配慮しつつ、対応することとする。

1 食中毒等が発生した場合における緊急時対応の実施方針

食中毒等による緊急事態等への対応（以下「緊急時対応」という。）に当たっては、健康被害の拡大を防止するため、食中毒等による緊急事態等を早期に探知し又は発見し、その原因を究明するとともに、その原因となった食品の排除等を迅速かつ適切に行うことが必要である。

このため、消費者庁、厚生労働省、農林水産省、環境省その他のリスク管理措置（食品の安全性の確保に関する規制や指導等を行うことをいう。）を講ず

る行政機関（以下「リスク管理機関」という。）及びリスク評価（食品安全基本法（平成１５年５月２３日法律第４８号）第１１条の食品健康影響評価をいう。）を行う食品安全委員会（以下「食品安全関係府省」という。）は、国民の健康の保護が最も重要であるという認識の下に、次に掲げる役割分担を踏まえて、迅速かつ適切な対応を行うとともに、相互に十分な連絡、連携及び調整を図りつつ、本要綱に基づき、政府一体となった対応を行うことにより、健康被害の拡大及び再発の防止に努めることとする。

（１）消費者庁

緊急事態等が発生した場合の司令塔として、政府一体となって迅速かつ適切に対応できるよう食品安全関係府省間の十分な連絡及び連携の促進、消費者安全法（平成２１年法律第５０号）第１２条に基づき集約された消費者事故等をはじめとする事故情報の収集及び情報提供の実施、基本要綱及び「消費者安全情報総括官制度について」（平成２４年９月２８日関係府省局長申合せ。以下「総括官制度」という。）に基づく緊急対策本部及び消費者安全情報総括官会議の設置等

（２）食品安全委員会

食品安全委員会緊急時対応指針に基づく食中毒等に関する情報及び科学的知見の収集、国民への科学的知見の提供、必要に応じ、食中毒等に関する食品健康影響評価、リスク管理機関に対する勧告、意見具申及び助言等の実施

（３）厚生労働省

厚生労働省食中毒健康危機管理実施要領及び食中毒処理要領に基づく情報収集並びに関係都道府県等に対する技術的助言、国民への食品衛生に関するリスク管理の状況に関する情報提供、必要に応じ、食品衛生法第６５条の規定に基づく厚生労働大臣から都道府県知事等に対する要請の実施及び法第６６条の規定に基づく広域連携協議会の開催

（４）農林水産省

農林水産省食品安全緊急時対応基本指針等に基づく食中毒等に関する情報収集、国民への農林水産物等に関するリスク管理の状況に関する情報提供、必要に応じ、所管法令に基づく農林漁業の生産資材の回収命令等の実施

（５）環境省

食中毒等が大気の汚染、水の汚濁及び土壌の汚染等環境への負荷等を通じて発生し、又は発生するおそれがある場合、必要に応じ、化学物質等の環境中の存在状況等の情報収集及び情報提供、所管法令に基づく都道府県知事等に対する必要な資料の提出又は説明の要求の実施

2 平時における情報連絡体制の整備

食品安全関係府省は、平時から、それぞれ情報連絡窓口を設置し、相互に緊密な情報の交換及び連絡を行うための体制を整備しておくこととする。

なお、消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省及び環境省の情報連絡窓口は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 消費者庁消費者安全課
- (2) 内閣府食品安全委員会事務局総務課
- (3) 厚生労働省健康・生活衛生局総務課
- (4) 農林水産省消費・安全局食品安全政策課
- (5) 環境省水・大気環境局環境管理課

3 平時における情報の収集等

食品安全関係府省は、食中毒等による緊急事態等が発生した場合において政府一体となった迅速な初動体制がとれるよう、以下に従って、平時から、情報の収集及び共有等に努めることとする。

(1) 情報の収集、整理及び分析

食品安全関係府省は、関係省庁、都道府県、関係試験研究機関、関係国際機関、関係国の公的機関、関係団体等から、食品の摂取を通じて、国民の生命又は健康の保護に直接関わる危害情報及び食品の関与が疑われる危害情報（以下「食品危害情報」という。）の収集、整理及び分析を行うこととする。特に、都道府県等からの情報収集は、リスク管理機関がそれぞれの所管法令に基づき行うこととする。また、消費者庁を除く食品安全関係府省は、収集した食品の安全に関する消費者事故等を消費者安全法第12条に基づき消費者庁に通知するものとする。

なお、食品安全関係府省が行う情報収集は、次に掲げるとおりとする。

① 消費者庁

消費者安全法に基づく消費者事故等をはじめとする事故情報の通知の受付

② 食品安全委員会

リスク管理機関、報道機関及びインターネット等からの国内外にお

ける食品危害情報の収集、委員及び専門委員等を通じた科学的知見の収集

③ 厚生労働省

食品衛生法第63条の規定に基づく都道府県知事等から厚生労働大臣に対する食中毒に関する報告、国内外における食品危害情報の収集

④ 農林水産省

農林水産物の生産から食品の販売に至る各段階における国内外の食品危害情報及び農林漁業の生産資材に由来する国内外の食品危害情報の収集

⑤ 環境省

所管法令の規定に基づく都道府県知事等から環境大臣への環境の監視結果の報告等、国内外における環境を経由した健康被害等に関する情報の収集

(2) 情報の共有等

- ① 食品安全関係府省は、収集、整理及び分析を行った食品危害情報について、それぞれの情報連絡窓口を通じて、相互に十分な情報交換及び連携を図ることとする。その際には、消費者安全法に基づく消費者事故等の通知様式（平成21年9月1日消費者安全情報総括官会議幹事会申合せ）等も活用する。

なお、食品安全関係府省の情報連絡窓口は、平時から、各府省内における他課室及び関係機関並びに関係府省とも密接に情報交換を行っておくこととする。

- ② 平時において収集、整理及び分析を行った食品危害情報について、食品安全委員会委員長が、食品安全委員会会合において、リスク管理機関から報告を受ける必要があると認めるとき、又はリスク管理機関の関係部局長等（消費者庁次長、厚生労働省健康・生活衛生局長、農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長等をいう。以下同じ。）が食品安全委員会に対する報告が必要であると認めるときは、リスク管理機関は、速やかに食品安全委員会会合において、報告を行うこととする。
- ③ 食品安全委員会は、厚生労働省から、毎年1回、食品安全委員会会合において、前年度の食中毒の発生状況の確定値についての年次報告を受けることとする。
- ④ 食品安全関係府省の情報システムの活用等を通じ、食品危害情報を共有することとする。

⑤ 食品安全関係府省は、食中毒等による緊急事態等が発生した場合において政府一体となった迅速な初動体制がとれるよう、「食品の安全性の確保に関する施策の実施に係る関係府省間の連携・政策調整の強化について」（平成24年8月31日関係府省申合せ）に基づき、平時から、次に掲げる会議を定期的開催し、相互に密接な連携を図ることとする。

- ・ 食品安全行政に関する関係府省連絡会議（以下「関係府省連絡会議」という。）
- ・ 関係府省連絡会議幹事会
- ・ 食品リスク情報関係府省担当者会議

（３）情報の提供等

（１）の規定により収集等を行った情報について、食品安全関係府省は、報道機関、政府広報、インターネット等を通じて、迅速かつ適切に広く国民に提供することとする。特に、消費者庁においては、消費者安全法第12条に基づき通知を受けた消費者事故等をはじめとする事故情報を公表することに加え、必要に応じ、他の食品安全関係府省と連携し、消費者に向けた情報提供や注意喚起等を実施する。

また、食品安全関係府省は、緊急時に備え、平時から、相互に連携して、リスクコミュニケーションを適切に行い、国民の正しい知識の普及と理解の促進に努めることとする。

４ 緊急時における情報連絡

（１）食品安全関係府省は、３（１）に掲げる情報収集の結果、食中毒等による緊急事態等を認知した場合には、平時の情報連絡窓口を通じた迅速な情報の共有を行うとともに、消費者庁消費者安全課に連絡することとする。

（２）消費者庁は、（１）の結果、食中毒等による緊急事態等を認知した場合において、消費者庁次長が必要であると認めるときは、内閣府設置法（平成11年法律第89号）第11条の2の規定により置かれた特命担当大臣（以下「内閣府特命担当大臣（消費者）」という。内閣府特命担当大臣（消費者）と連絡がとれない場合には、あらかじめ内閣府特命担当大臣（消費者）の命を受け、政策及び企画をつかさどる内閣府副大臣。以下同じ。）に対する報告を迅速に行うこととする。

（３）食品安全関係府省は、それぞれが個々に定める食中毒等に係る緊急時対応マニュアル（消費者の安全に関する緊急時対応 消費者庁実施指針、食品安

全委員会緊急時対応指針、厚生労働省食中毒健康危機管理実施要領、農林水産省食品安全緊急時対応基本指針等をいう。以下同じ。)に基づく情報連絡、緊急時対応を行うための体制の確立、対応策の決定等を迅速かつ適切に行うこととする。

5 緊急対策本部の設置

内閣府特命担当大臣（消費者）は、食中毒等による緊急事態等において、自らの判断により、又は食品安全関係府省からの要請に基づき、関係大臣が連携協力して対処する必要があると認める場合には、内閣官房長官及び関係大臣と協議の上、緊急対策本部の設置のほか、本部の組織について決定することとする。

緊急対策本部等に関する具体的な事項については、基本要綱によるものとする。

6 消費者安全情報総括官会議の開催

内閣府特命担当大臣（消費者）は、4（2）により、報告を受けた事案が緊急事態等に当たると判断する場合及び5の緊急対策本部が設置され、緊急対策本部の幹事会として消費者安全情報総括官会議を開催する必要がある場合には、総括官制度の4（3）⑤及び基本要綱の4（5）に基づき、当該緊急事態等に関わる府省の消費者安全情報総括官を招集の上、消費者安全情報総括官会議を開催する。消費者安全情報総括官会議において、食品安全関係府省は情報の収集・分析を行うとともに、政府全体として講ずべき対応を確認・決定することとする。

ただし、消費者安全情報総括官は、緊急事態等における対応が必要であると考えられる場合には、その旨を消費者庁次長に伝え、消費者安全情報総括官会議の開催を求めることができる。

消費者安全情報総括官及び消費者安全情報総括官会議等に関する具体的な事項については、総括官制度によるものとする。

7 緊急時における情報提供及びリスクコミュニケーション

（1）食品安全関係府省は、食中毒等による緊急事態等が発生した場合には、相互に連携して、報道機関、政府広報、インターネット等を通じて、広く国民に対し、迅速かつ適切に情報を提供するとともに、必要に応じ、関係府省の連名による通知の発出、意見交換会の開催等を通じて、リスクコミュニケーションを適切に行うことにより、国民の正しい知識の普及と理解の促進に努めることとする。

(2) (1)による情報提供に当たっては、その内容、時期及び方法等について、食品安全関係府省の相互間で十分に調整を図ることとする。

(3) 食品安全関係府省は、食中毒等による緊急事態等が発生した場合には、都道府県、関係試験研究機関、関係国際機関、関係国の公的機関、関係団体等に対し、必要に応じ、速やかに情報を提供することとする。

8 事後検証及び要綱の改定

(1) 食品安全関係府省は、食中毒等による緊急事態等の発生に際し、緊急対策本部が設置され、又は消費者安全情報総括官会議が開催された場合には、その際に実施された緊急時対応について事後に検証を行うこととする。

なお、事後検証を行うに当たり、消費者庁が必要であると認めるときは、他の食品安全関係府省から報告を求めることができる。

(2) 食品安全関係府省は、事後検証の結果又はその他の理由により必要であると認めるときは、本要綱を改定することとする。

9 その他

食品安全関係府省は、それぞれが個々に定める食中毒等に係る緊急時対応マニュアルと本要綱との連携を十分に図り、緊急時において適切に対応できるよう努めることとする。